ウニコナゾールPに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年3月17日~令和3年4月15日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 1通
- 4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※

食品安全委員会の回答

【意見】

・承認農薬の成分数だけで 1,842 種 (2021/3/31 現在) に上っており、添加物 (829 種。天然の添加物も含む)、畜産 物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組 換え、ゲノム編集成分など、全部合わせ ればどんな数字になるのか想像するだけ で食欲が失せます。

そのような状況にも関わらず、影響審査 の段階では単品の成分で影響を確認する にとどまっています。

複合効果を検証しろと意見を出しても 「世界的機関でその必要性はないと言われているし、複合効果の検証方法は確立 されていないので、現在検証方法等について検討している段階なので・・」という言い訳をいつまでされるつもりでしょうか?

複合影響の検証方法が確立されるまで、 新規の承認を停止、残留基準はゼロとす るとともに、既存の基準値もすべて安全 係数を 1,000 に設定して基準を厳しくす べきです。

【回答】

- ・複数の化合物へのばく露については、現 段階では、JMPR(FAO/WHO 合同残留 農薬専門家会議)や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)において、 複数の化合物へのばく露に対するリスク 評価手法について検討することとされて いることから、引き続き、最新の情報収 集に努めてまいります。
- ・本剤の評価においては、各試験で得られた無毒性量を基に許容一日摂取量 (ADI)を、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を基に急性参照用量 (ARfD)を、それぞれヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数 100 で除して設定しております。食品安全委員会は、今回設定した ADI 及び ARfD に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。
- ・農薬の登録及び残留基準に関するご意見 は、リスク管理に関するものと考えられ ることから、農林水産省及び厚生労働省 に情報提供いたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。